平成２１年（フ）第６９２９号
大阪市平野区西脇２丁目３番34―101号、住民票上の住所大阪府寝屋川市三井が丘３丁目８番37号
債務者　赤松　和充
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７００２号
大阪府箕面市小野原東６丁目28番７―301号
債務者　重田　純夫
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０２９号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目９番14号、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮南４丁目４番28号
債務者　秋本　昌子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０４３号
大阪府枚方市氷室台１丁目17番７号
債務者　中谷　栄喜
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６９号
大阪市東淀川区小松２丁目５番１号　松栄マンション302号
債務者　大坪　育美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１３８号
大阪市福島区福島４丁目１番67―２―Ｃ号
債務者　釣　　清美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１３９号
大阪市鶴見区徳庵２丁目５番１―510号
債務者　玉櫛留美子（旧姓安藤・本村）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３６号
大阪府大阪狭山市半田５丁目1274番地の６
債務者　脇田　　奎
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９６０号
和歌山県田辺市本宮町下湯川237番地、申立時の住所大阪府河内長野市喜多町264番地の７
債務者　高山　宜久
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９７６号
堺市美原区平尾2469番地２
債務者　中野　冨男
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１８号
堺市西区鳳西町２丁17番地５　ベルメゾン鳳503号、前住所大阪市住吉区長居１丁目15番17号
債務者　春田　賢一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０８４号
堺市南区宮山台１丁６番13号―310号
債務者　赤野須恵美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４４号
大阪府松原市河合２丁目438番地の４　グランコート松原103号、前住所大阪府松原市高見の里５丁目503番地
債務者　大朋　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１５６号
堺市南区三原台１丁３番41―207号
債務者　藤村　房代
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８９号
堺市堺区海山町４丁165番地31
債務者　サロン・ド・ノンノンこと　雲井　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１９１号
堺市美原区平尾2469番地２、住民票上の住所大阪府富田林市金剛伏山台３番６号
債務者　中野　優勝
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２０９号
大阪府富田林市昭和町２丁目２番16号　１―７
債務者　生方　　敏
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係